

Title	ラテン・アメリカにおける政治運動に関する一考察 (二)
Sub Title	On the political parties in Latin America (2)
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.2 (1962. 2) ,p.33- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620215-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラテン・アメリカにおける

政治運動に関する一考察 (二)

賀川俊彦

序論

第一部 制度的政治集団と政党

第一章 教会

第二章 軍隊

第三章 官僚……以上前号

第二部 政党の構成……以下本号

第一章 一党独裁制

ドミニカ
ヴェネズエラ

パラグアイ

第二章 支配的非独裁政党制

メキシコ

第三章 二党対立制

コロンビア
ウルグアイ

第四章 小党分立制

第三部 政党の諸類型とその特徴……以下次号

第一章 伝統的政党

第二章 プラグマティズム政党

第三章 思想的政党

共産主義政党

社会主義政党

民族的社会主義政党

キリスト教社会主義政党

ファンズム政党

ナショナルリズム政党

結論

第四章 圧力集団

ラテン・アメリカにおける政治運動に関する一考察

第二部 政党の構成

公的な政府機構の外郭にあり、意識的に組織された結合集団として、ラテン・アメリカには政党 (Partido Político) をはじめとして運動 (Movimiento)、戦線 (Frente)、同盟 (Unión)、連合 (Confederación, Federación)、連盟 (Alianza) など多様な名称を見出すことができる。これらは一般に制度的集団ほど権威的ではないが、いずれも政治目的を掲げ、政治機能の遂行に努める。

ラテン・アメリカでも、意識的結合集団は政党と圧力集団の二つのタイプに分類されうることは序論に述べた。かりに西欧的な概念によつて、政党とは大統領選挙に候補者を推して争う恒常的政治集団であり、かつ政権を担当して諸政策に対する影響について責任能力あるものと規定すると、ラテン・アメリカで政党と云えるのは極めて少数に絞られてしまう。じつさい、この地域ではカウディーリスモ (caudillismo || 統領主義) や、ペルソナリスモ (personalismo || 個人的信頼主義) といった政治的伝統の具現したものととして、とかく特定個人を中心とした派閥が政党を代表しがちであり、さらに政党それ自体、ときには政党同志が連合戦線を作り、あるいは政党と圧力団体とが結合して運動、同盟、連盟の名において選挙戦に臨むことが頻繁におこなわれている。

それに、西欧における政党には最大利益を目的とした集合的、妥協的傾向が見られるに比して、ラテン・アメリカの政党はおよそ非集合的にして非妥協的であり、また恒常性に欠けるものがある。したがつて、ラテン・アメリカで政党と云う場合、その名称とか形式的資格に捉われることなく、むしろ実質的な政治運動や活動状況に基づいて把握しなければならない。

ラテン・アメリカ二〇カ国における構成とその実態を論及するには、ひとまず政党の存立様式を検討し、政党制度の別に

したがつて追求するのが効果的であると思う。

一般に、政党の存立様式としては単一政党主義 (le parti unique) と複数政党主義 (le pluralisme) とに分たれており、前者には右翼ないし左翼的独裁政党主義、後者には二大政党対立主義 (le dualisme, ou le bipartisme) と多数政党分立主義 (le multipartisme) の別がある⁽¹⁾とされる。

ラテン・アメリカ諸国における政党制を歴史的に概観すると、一見したところでは保守主義と自由主義とに立脚した二大政党制を装つていように見える。しかしながら、じつさいには政府与党がほとんど独裁的支配権力を握つており、野党との間に政権の合法的交替は行われず、革命手段だけが政権授受の伝統となつて残されたという支配的ないし独裁的政党制であつた。こうした伝統を受け継いだ諸国には、イギリスやアメリカ合衆国を想起せしめる厳密な意味での二大政党制はおろか、これが育成さるべき思想的基盤も社会的等質性も見ることができない。

じつさい、今日のラテン・アメリカ諸国における政党の存立様式を個別的に点検すれば、そのほとんどすべてが単一政党による独裁的支配型か多数政党の競合型の何れかに属することがわかる。ただし、政権の不安定なことは政党勢力の均衡性にも不安定な影響をもたらすが故に、すべての国の政党制に関する同時代的研究ならばいざ知らず、時期的に異なつた研究資料に基づく場合には何れの国がどちらの類型に属するかを断定することは甚だしい危険を冒すことになる。こうした前提を置くならば、単一政党制を競合的複数政党制から区別する単純な二分法より以上に、ここでの目的に必要な複雑な分類法はないとしても差し支えない。確かにラテン・アメリカには、これら双方の類型が見出され、政権の交替は何れかの類型の選択、あるいは一方から他方への移行を意味するものである。だが、多数諸国の中には特殊な例外もあり、メキシコの支配的非独裁制は単一政党制の中でもいわゆる独裁制とは厳に区別されねばならず、また、ウルグアイを二大政党制に分類することも必要と思われるので、ここでは四章に分けて論を進めることにした。

(1) *Encyclopédie politique de la France et du monde*, tome I, pp. 161-4.

第一章 一党独裁制

単一政党制は、ただ一つの政党だけが公的権力を効果的に独占し、政府に接近する状態を指すものである。この体制を採用しているある国では、このことが憲法に明文化されており、単一政党以外のものは非合法的ないし破壊勢力と見做されている。だが、他政党が法的諸問題や政府の圧制にほとんど干渉しないためにその存立が合法的なものとして認められている場合、これは別個の類型としてこの範疇に属せしめることができよう。ただし、こうした政党は支配政党の地位に対して効果的に挑戦することができない。

ラテン・アメリカでは、単一政党制においてもこうした二つの類型が考えられる。前者は明らかに一党独裁制と呼ばれるにふさわしい。これに対する後者の場合は支派的非独裁政党制と呼ぶことにして次章に述べることにする。

今日のラテン・アメリカにおいて一党独裁制のもつとも典型的なのはドミニカ共和国である。また、ヴェネズエラもつい最近までこの類型にあつたし、パラグアイもこの範疇に属するかも知れない⁽¹⁾。これらの国では、政権を担当する党と政府との差別を曖昧なものにしようとする試みが公然と行われ、政府ならびに与党に対する挑戦はこれがいかなる形であれ国家に対する叛逆と同義語ならしめようとする⁽²⁾。したがって、権力をもつ政党が唯一の合法的政党であるとの定義に従えば、他政党はすべて、これが表面的活動をしようがしまいが、単に反対的存在であるだけでなく叛逆的存在となる。

ここで、こうした独裁権が何に由来するものであるかについて一考を必要とするであろう。独裁と専制とは、ともにカリスマ化された単独者を中心とする支配である。しかも、何らかの形態で人民の支持に基づき、しかも強力な中央集権的統治機構を具えた支配である点において一致している。これら両者を区別することは難かしい。だが、ラスウェルのように、単

独者の支配を専制 (autocracy) とし、集中権力による支配 (rule by concentrated power) を独裁と名づけるならば簡単に区分しうる。⁽³⁾ この区分にしたがえば、ローマにおける統領制は専制でありながら独裁であるということにもなるが、現代流の単一政党支配は独裁と呼ばれなければならない。それは、現代の複雑化した政治機構のもとでは、単独者の力だけでは集中権力による支配は到底不可能とみななければならないがためである。したがって、今日では独裁は存在しうるが、完全な専制ないし僭主政治なるものはもはや存在不可能とみるのが常識とされよう。

ドミニカ

ドミニカ共和国のバラゲール (Joaquin Baraguer) 前政権は一昨年 (一九六〇年八月四日) エクトール・トルヒーリョ (Hector Bienvenido Trujillo Molina) 政権を引き継いだものだが、政治の実際的支配権は一九三〇年以來ずっとラファエル・トルヒーリョ元帥 (Generalissimo Rafael Leonidas Trujillo Molina エクトール・トルヒーリョは弟) に握られていた。このラファエル・トルヒーリョ元帥は、合衆国の軍事占領時代、この国に創設された国民防衛隊 (National guard) を率いてヴァスケス (General Horacio Vasquez) 政権のあとを革命によつて継承した。政権を奪つたかれは直ちにテロ活動を開始、反政府的政治指導者を国外に追放し、言論出版の自由を破壊し、また労働組合運動を肅正してその指導者らを投獄したり射殺した。⁽⁴⁾ かくして一九三六年にはドミニカ党 (Partido Dominicado) を創設してこの単一政党の存在のみを合法とし、また、すべての権力をかれ一身に集中する法律を作るべく議會をその傘下に収め、早くもここに完全な独裁体制を整えるにいたつた。

一九三〇年から大統領を二期勤めたトルヒーリョは一九三八年その地位をペイナード (Dr. Jacinto B. Peynado) に譲り、一九四〇年にペイナード病死のあとには副大統領のトロコンソ (Dr. Manuel Jesús Troncoso de la Concha) を昇格させたが、トルヒーリョがこれら両政権の背後にあつて事実上の支配権を行使していた。一九四二年選挙に先立つて、かれはトルヒリスタ

(5) 党 (Partido Trujillista) を組織し、これとドミニカ党の一致した推薦により、無競争で再度大統領に就任した。爾来、一九五二年にその地位を弟に譲るまで文字通りこの国に君臨したわけだが、政権を握つて以来一貫して一党独裁制を続けてきたが、トルヒリスタ党の創設は問題ないとしても、一九四六年選挙にさいしては突如として人民社会党 (Partido Socialista Popular) の結成を呼びかけ、これを公認する(6)ことによつて曲りなりにも二大政党制に基づく民主的選挙を装つたことは甚だ興味ある事実と云わねばならない。

一見したところまさしく奇行としか考えられぬトルヒリーヨの態度にもこれを説明するものがいくつか数えられる。まず、第二次大戦の終焉とともにラテン・アメリカ諸国に民主主義の風潮が大挙襲来した(7)ことである。この風潮を乗り越えるためには自ら民主的大統領の評判をかちとる以外に方法はない。これをもつとも効果的実行に移したのが共産主義政党を公認したことであつた。また、一つにはかれは自分が真に「民主的」であり、かれの政権に対する唯一の反対者は共産主義であることをはつきり確かめるためにも、そうすることの必要を感じていたにちがいない。というのは、選挙にさいしてかりに反対者が現れたとしても、選挙の結果は「憲法に基づいたもの」であり「民主的なもの」として扱われることは間違いないからである。しかしながら、人民社会党に対するトルヒリーヨの弾圧は、すでに選挙直前にはじまつていた。選挙戦だけなわの首府において、この政党による大衆集会がおこなわれている最中、トルヒリーヨ党員が殺到し乱戦に陥つた。これを契機に、人民社会党は叛徒とみなされ、その指導者は投獄ないし国外に追放されるなど徹底的に肅清された。かくして、トルヒリーヨ独裁政権下における共産主義の短期的活劇は幕を閉じたのであるが、こうした情勢下におこなわれた選挙の結果について、トルヒリーヨは「僅かに九二%の得票である」旨を謙遜して発表している。

再び一党独裁に戻つたドミニカ共和国は、一九五二年選挙ではトルヒリーヨ元帥流の「民衆選挙」によつてエクトール・トルヒリーヨを大統領に迎えることになつた。ラファエル・トルヒリーヨはこれがため「新国の父」(Padre de la Patria

Nueva)の称号をもつて現職を退いたが、陸軍の頭領である分には変わらず、また、海空軍の参謀長にはラファエル・トルヒーリョの長男が収つたことなど、ドミニカ共和国はもはやトルヒーリョ一家の財産とまで云われるほどになつた。⁽¹⁰⁾

だが、トルヒーリョ独裁に対しては、ドミニカ国内でも最近とみに不満が高まり、一九五九年六月、キューバに本部を置くドミニカ人亡命者の「ドミニカ解放運動」が空、海から侵入したのをきつかけとして、翌年一月には知識人、学生、カトリック教会からなる反トルヒーリョ運動が起り、数千人の大量逮捕がおこなわれたと伝えられている。トルヒーリョ元帥もこうした不穏な国内情勢に対応して、単独政党であるドミニカ党の党首の座から身を引き、同年八月三日にはエクートル・トルヒーリョを辞任させて穏健なブラゲール副大統領をあとに据えるなどの措置をとつた。一方、同じく八月二〇日の米洲機構外相会議では、米洲機構全加盟国がドミニカに対して外交断絶、武器禁輸などを含む制裁措置をとることを可決し、これが実行に移された。この集団制裁が、トルヒーリョ一家に圧力をかけることによつて民主国ドミニカの実現を早めることにあつたことは云うまでもない。こうした内外からの圧力にはさすがの独裁者トルヒーリョも抗しきれず、国外に亡命するのやむなきにいたつた。昨年末のトルヒーリョ帰国問題による大騒動、そして、本年一月一六日にブラゲール政権を倒したクーデターは二日後の一月一八日に逆転され、ドミニカの政変は二転三転と混沌たる情勢である。けだし、相継ぐこれらの事件は、この国がこれまでの独裁体制から一挙に民主主義体制に生れ変わろうとする過程の嶮しさを示すものであるとともに、こうした陣痛の発作がまだまだ起りうる徴候をそれ自体明示するものでもあろう。

これまでのトルヒーリョ大統領の独裁制がいかにばかりであつたかは、かれに捧げられている称号を列挙するだけでも明らかである。いわく「祖国の恩人、財政独立の再建者、国民の解放者、元帥、海軍大将、美術と文学の保護者」——これらはいずれも議会がかれに献呈したものである。ドミニカの首府サント・ドミンゴ(Santo Domingo)はこの偉大な大統領の栄光を讃えてシユダード・トルヒーリョ(Ciudad Trujillo)と改名した。その他「トルヒーリョ時代」とか「トルヒーリョ万歳」(Viva

(Fujillo) などの文字が公共建築物に刻まれ、自動車免許証にまで印されている。結局「神とトルヒーリョ」⁽¹²⁾とまで並べ称せられるにいたつては、少くとも称号のかぎりにおいて、かれは専制であり僭主であると云わなくてはならないだろう。

じつさい、秘密警察や特高、さらに旧ナチ親衛隊員を中心とした突撃隊までを操つて反対者の撲滅をはかり、国家の全権力が確かに一個人に集中し、諸種の国家機関はただこの一個人の権力執行機関にすぎなかつたとみられる点で、ドミニカはむしろ古典的な専制とも僭主国であつたとも云えよう。バラゲール政権下にあつて、この傾向は多少とも薄らいだとしても、ドミニカの一党独裁である分には変らない。ドミニカはアルゼンチンのペロン、ヴェネズエラのヒメネス、キューバのバチスタなど旧独裁者たちの亡命を許し、あたかもラテン・アメリカにおける独裁者の国際的大本山の観を呈している。

ラファエル・トルヒーリョはラテン・アメリカに伝統的なカウディイリョ (caudillo) 統領の典型である。マックス・ウェーバーにしたがえばこれがまさしく「カリスマ的指導者」⁽¹³⁾ となり、この支配は「カリスマ的支配」と呼ばれる。トルヒーリョ元帥統治下におけるドミニカは、その中でも「真正カリスマ的支配」に属し、これが「世襲的カリスマ」への移行とともに「カリスマの日常化」がおこなわれたものと考えられるのである。

さて、ここにカール・シュミットの委任的独裁 (Kommissarische Diktatur) と主権的独裁 (Souveräne Diktatur) とからなる国法学的分類、それにウイザーに由来する政治学的な秩序独裁 (Ordnungsdiktatur) と革命独裁 (Revolutionsdiktatur) の分類法をあてはめて検討してみよう。シュミットの定義する委任的独裁は「現行憲法の存立が脅威される場合、それを実質的に擁護し、その形式的効力を一時的に停止する独裁」を指し、これに反して主権的独裁は「現行憲法ではなく、将来の理想の憲法を表現するために、その実現すべき憲法に基づいて行使される独裁」であると云う。⁽¹⁴⁾ ドミニカ憲法は統治上の全権能を単一個人に与えるごとき条項は緊急事態に陥つた場合を除いてはどこにも見当らず、かりに、この憲法が実質をとまなわぬ形式的存在であり、あるいはまた「反古にひとしき憲法」(a scrap of paper constitution) にすぎぬものであつても、むしろ

ろ「まつたく民主主義的な字句に飾られた」⁽¹⁵⁾ものである。だが、緊急事態に備えてこれを宣言し独裁権を掌握しうることは、他のラテン・アメリカ諸国と同じく常に憲法に規定されている。したがって、これをもつて初期のトルヒーリョ独裁政権を委任的独裁であるとすることはできよう。しかしながら、一九三〇年の革命から現憲法の制定までの期間、トルヒーリョ政権は憲法制定能力を前提とし、憲法制定権をもつ国民の委任に基づいて主権的に独裁権を行使したともみなしうるところからして、ドミニカはこの期間に限り主権的独裁であつたとしてもあながち間違ひではない。

このように考えると、トルヒーリョ独裁が委任的独裁から主権的独裁に転化したことは理解できる。だが逆に委任的独裁期に「現行憲法の存立が脅威された場合」はほとんど皆無であり、また、主権的独裁期においてすら、この主権的独裁者は形式的にはともかく、実質的に国民の委任を受けたとも考えられない。とすれば、ここに国法学的分類を適応することは無意味であるか、あるいはむしろ、これが無意味であるほどこの独裁は特殊な、すなわち専制ないし僭主であることになる。じつさい、一九四七年の第一〇ドミニカ憲法が制定され施行されたのちも、一貫して独裁体制が保たれていることは、こうした分類概念をもつてしてはトルヒーリョ独裁の説明がつかず、結局この事実が専制ないし僭主であることを何よりもよく裏付けるものであらう。

つぎに政治学的な概念である秩序独裁と革命独裁の双方の範疇から検討してみよう。秩序独裁とは「現存社会体制を死守するために、主として革命運動の弾圧を目的とする独裁」⁽¹⁶⁾である。これは通常、委任的独裁に発現形態の出発点が求められるものであるか、社会体制における矛盾の激化にともなつて現行憲法から逸脱し、非常独裁権に訴えることにより一種の主権的独裁の形態をとるようになる。そして、最後に恣意的専制に転落する。これに対して、革命独裁とは「新しい社会体制を生みだすための独裁」であつて、通常、敵対階級の抑圧と収奪とを課題とする第一期、革命政党内部に生ずる前衝と大衆との乖離を克服すべき第二期を経て成功に導かれるか、さもなければテルミドールに転ずる。これら二つの範疇は政権の崩

壊前とその後の時期的な相違を示すものであつても、理念的に対立するものでないことは云うまでもあるまい。

トルヒーリョ独裁の場合、まず革命独裁の概念にしたがわねばならないが、これは一九三〇年の革命当初でこそ革命独裁の形態をとり、反革命派すなわち旧勢力の残党を仮借なく弾圧して自己政権の保身に努めた。しかしながら、トルヒーリョの巧みな反対勢力弾圧政策のゆえか、それともドミニカ党による完全な官民一体化ないし全体主義政策のゆえか、続いて来るべき第二期の徴候はもろろん、テルミドールに転じた形勢とても見受けられない。とすると、この革命政権は一応、成功したことになるのだが、それにしては弾圧政策やテロ政治はあまりにも長期間にわたつたものである。

かりに革命が成功したものとすれば、トルヒーリョの独裁は法的に委任の独裁を装つた革命（一九三〇—四七年）から、主権的独裁の一時期を経て秩序独裁（一九四七年以降）に転じたことになる。一九四七年憲法の誕生は、革命—秩序両独裁を時期的に区分するに適合している。だが、これら両独裁の過程を通じて反対勢力の武力的弾圧ないしテロが横行したことは、トルヒーリョ政権が軍、カトリック教会、ドミニカ党の三位一体⁽¹⁷⁾の上に強力な独裁体制を続行したと考えらるべきである。

トルヒーリョ政権が軍官民を一体化した⁽¹⁸⁾ドミニカ党による一党独裁の形態をとり、いわばイタリアのファシスト党やドイツのナチス党に類例を求めたことは、トルヒーリョがドミニカ党を傭兵化して権力を単一個人に帰せしめ、カリスマ化した単独者がこれを専制の手段に利用しこそすれ、単純な「集中権力の支配」ないし「現体制維持」を目的としたものでないことを明瞭ならしめる。まして、この一党独裁が明確な理論に立脚するものでなく、いわゆる反社会的無法者集団にすぎないことは、この体制が革命的な一党独裁などとはほど遠い反革命的な一党独裁であると断定しなければならぬ。

第二次大戦後の民主化の過程において、共産主義的人民社会党の結成が公認され、これとドミニカ党との二大政党対立のもとに選挙運動が行われた一時期があつた。しかし、この人民社会党の結成は、自ら民主的大統領であることを標榜したトルヒーリョが疑似社会主義的、似而非革命的スローガンによつて結成を呼びかけた事実が明らかになつて⁽¹⁹⁾いる。したがつて

これが単なる民主化の装いであつたことはもちろん、人民社会党の合法的活動が僅か数ヶ月の短期間をもつて弾圧により終らしめられたことからしても、ドミニカの一党独裁、そしてそれにも増した専制僭主の歴史には実質的に何らの変化もなかつたとみなされなければならない。

ヴェネズエラ

ヴェネズエラも一九五八年一月の革命⁽²⁰⁾によつて現ベタンコウルト政権に引き継がれるまでの半世紀間（一九〇八―一五八年）、
「ホメス (Juan Vicente Gómez)」、ロペス・コントレーラス (Eleazar López Contreras)」、メデイーナ・アンガリータ (Isaias Medina Angarita)」、ベタンコウルト (Romulo Betancourt)」、ガリェゴス (Romulo Gallegos)」、デルガド (Carlos Delgado Chalbaud)」、ペレス・ヒメネス (Marcos Pérez Jiménez) の順につきつきと政権が變つてゐるが、これらのうちゴメス、ロペス・コントレーラス、ペレス・ヒメネスらの政権は専制ないし一党独裁として、この範疇において特筆するに値しよう。

ゴメス独裁（一九〇八―三五年）はグスマン・ブランコ (General Guzmán Blanco) 政権崩壊後の混沌たるヴェネズエラ政界に安定をもたらしたものの、それは強力な、しかし「残忍な」と形容されたほど専制僭主政治に徹するものであつた。⁽²¹⁾そこには、少くとも集中権力を分担すべき独裁政党の存在さえなかつた。単一個人に絶対権力を集中するために使曠したスパイ網、テロ組織をはじめ秘密警察、秘密結社などは、私党ないし無法者集団であつても政党としての形態も機能ももつものではなかつた。ゴメス大統領が自ら「国民は政治に立ち入るべきではない」と宣言⁽²²⁾していることは、かれの政党否定論の一端を暴露したものである。また、じつさい、ロペス・コントレーラスの手に政権が委ねられたとき、この国は「機能しうる政党をもたなかつた」し、議員ですら「政党の運営技術についてはまったく無知であつた」⁽²³⁾ことによつても明らかである。

このゴメス独裁に比して、ロペス・コントレーラス政権（一九三五―四三年）は遙かに自由主義的であつた。一九三六年七月

に制定された憲法には、大統領の任期を七年から五年に短縮し、それとともに大統領に集中されていた権限を僅かながらも分散することを計り、また労働法という新機軸を採用するなど、そこには明らかにゴメス旧体制との分離を印象づけるものがある。だが、大統領選挙は議会によつてなされる旨の条項が残され、国民が直接的政治参与から閉め出されたことはゴメス政権時代と変るところはなかつた。しかも、ゴメス派の議員多数を擁する議会では、いかに大統領が自由主義的理念の実現を意図しようとそれは無意味に等しかつた。かくして、ロペス・コントレーラス政権はこと志と異なり、大統領とポリヴァール市民グループと称する大統領の私党にとり巻かれた一党独裁に終つている。

一九四〇年暮近く、ロペス・コントレーラスの指名と議会における選挙によつて合憲的に次期大統領に選ばれたメディーナ・アンガリータは翌四一年に大統領に就任、中道政治に徹すべく言論、集会、出版の自由を説くなど、この政権が民主政治を目標として出発したことは誰の目にも明らかであつた。この間、ゴメス政権時代からの右翼団体はもちろん、左傾の民主行動党 (Partido Acción Democrática) を公認し、さらに共産党を非合法化していた憲法の六項目を削除して共産主義人民同盟 (Unión Popular) を合法化して⁽²⁵⁾おり、これら諸政党とメディーナが自ら創立した政府与党である国民民主党 (Partido Democrático Nacional) との間に多数党からなる競合体制がいつとき出現したわけである。一九四四年選挙はこうして久しぶりに多数党の見守るうちにヴェネズエラ大統領の椅子が争われることになつた。

しかし、メディーナ大統領ならびに左翼陣営の推すエスカランテ (Diógenes Escalante) 候補と、右翼陣営の大統領候補者推薦グループ (Agrupación Pro-Candidaturo-Presidencial) にかつがれたロペス・コントレーラス前大統領とが真向から対立、民主行動党がメディーナ大統領と袂別するなど政情混沌たるうちに軍隊のクーデターが相継ぎ、一九四五年一月一八日のクーデターはついにメディーナ政権に終止符を打たしめることになつた。ここに七名からなる軍事革命委員会が樹立され、これが監視する国会議員の国民選挙によつて民主行動党が議席の大半を占め、⁽²⁶⁾ベタンコウルトが臨時大統領に選ばれた。

ベタンコウルト臨時政権(一九四五年八月)はこれまでのヴェネズエラにもつとも民主的な憲法を制定した(一九四七年七月五日)ことで異彩を放つている⁽²⁷⁾。議会の大半は民主行動党によつて占められても、独立選挙人民委員会(Comité Popular Electoral Independiente)・プロレタリア革命党(Partido Revolucionario Proletario)・ヴェネズエラ労働者同盟(Confederación de Trabajadores de Venezuela)など政党や圧力団体の活潑な政治運動は、この間に政党政治の最盛期を迎えたかの感がある。このことは、議会により正式に選ばれたロムロ・ガリエーゴスの大統領就任(一九四八年二月五日)とともに、ますます民主化への道程を進むヴェネズエラに期待させるものであつた。だが、こうした期待に反してガリエーゴスは議会を支配することはできず、軍部を掌握することに失敗し、政権を保つことわずか十一月にして軍事クーデターに倒れた。ここに再び軍事革命委員会が樹立され、デルガドを臨時大統領とする軍事独裁が生れ、ついで一九五二年一月選挙の茶番劇の結果、ベレス・ヒメネスが大統領に任命されることになつた。

ベレス・ヒメネスは軍事独裁権を樹立するや、有形無害な民主共和同盟(Union Republica Democratica)その他いくつかの小党を除いてそれまでの第一党であつた民主行動党を非法化し、その指導者らを射殺、投獄、あるいは国外追放などの徹底的弾圧に転じた。そこにはもはや市民的自由なく、反対派は秘密警察の手で闇から闇に葬られたのであつて、ヴェネズエラはせつかく民主化への歩みも空しく、再びゴメス独裁の昔に後退してしまつたのである。ただ、ゴメス専制と異なることは、ヒメネスへの権力集中は軍部を一党化した上になされたものであり、権力集中の度合という点でヒメネスの場合は真正カリスマ化したゴメスに多分に見劣りするものがある。ヒメネス軍事独裁は、専制ないし僭主というにはあまりにも買弁ブルジョワジーの手先に使喚された形跡が見受けられるのであつて、結局、こうした弱点に、同じく軍隊でありながらも海空軍のつけ込むところとなり、自ら墓穴を掘る結果となつたのである。

一九五八年一月、空軍の反乱をきっかけとしてヒメネス独裁制を打倒した革命は、ララサバル(Wolfgang Larrazabal)

を中心とした臨時革命委員会のもとに収拾された。同年一二月の選挙は急進民族主義者ならびに共産主義者の推すララサバルと保守陣営の支持したベタンコウルトとの間に争われ、ベタンコウルトは都市では敗れながらも地方農村の圧倒的票数を勝ち得ることによつて再度政権を掌握することになった。ラテン・アメリカでも有数の自由主義者と目されているベタンコウルト大統領がこれまで波瀾の多かつたヴェネズエラをいかに民主的に再建するかに期待が寄せられている。

パラグアイ

独裁政党の類型として、最後にパラグアイの例を挙げておきたい。パラグアイの政党制はまさしくこの類型に含められるのか、それとも支配的非独裁政党に分類されるべきかの判定に苦しむ。というのは、コロラド党 (Partido Colorado) 以外の諸政党はこのところ長期にわたつて非合法化されており、この点は完全な独裁政党に間違いないとしても、この一国一党態勢がしばしば内紛のために崩れ、ときには多数派の分立状態を示すためである。したがつて、パラグアイ人の隻脚が独裁政党陣営内にあるとすれば、他脚は支配的非独裁政党陣内にあり、結局境界線上のケースと云わなくてはならないが、ここにその実態を少しく記しておこう。

パラグアイはラテン・アメリカ諸国のうちで国際戦争による被害をもつとも蒙つており、国力の疲弊甚だしいものがあつた。ポリヴィアとの国境問題に端を發したチャコ紛争(一九三三年)は、パラグアイ政界を今日にいたるまで混沌状態におかしていていることの衝動的事件であつたものと考えられる。もともと、この国の政党としてはコロラド党 (Partido Colorado = 赤党) とアスーレス党 (Partido Azules = 青党) とがあり、前者は自由主義的反教権的色彩が、後者には地主階級を基調とする保守的教権的な要素があつた。⁽²⁸⁾ あたかも二大政党対立主義のごとき外観を呈するのだが、そのじつ両者は理念的対立ではなく、むしろ政権獲得を目指す統領同志の実力的対立の具に供せられていたにすぎない。

チャコ紛争の調停がパラグアイにとつて不利に導かれるや、軍部はその不満を革命に訴え、以後軍事革命は社会不安を反映して慢性化するにいたつた。政界が漸く安定をみたのは、モリニゴ (Higinio Morinigo) 独裁政権 (一九四〇—八年) の出現による。モリニゴ独裁は軍事政権を樹立したエスチガリビア (General José Félix Estigarribia) 前大統領の不慮の事故死によつて後継したものだが、かれは軍部を押え、コロラド党の支持を受けて徹底的弾圧政治に終始した。最初にモリニゴの槍玉に挙げられたのは、前大統領を支持し、モリニゴをその後継者に選ぶことに貢献のあつた自由党 (Partido Liberal) 元アスレス党 指導者たちであつて、何はともあれ政府に反対するものももちろん、批判的言辞を弄する者はすべて追放か投獄に附されてしまつた。この自由党に代つて大統領側近として奉仕したのがコロラド党反動勢力を代表する青年士官たちであり、モリニゴはコロラド党以外の政党をすべて非合法化し、一党独裁としてますます反動体制を固めたのである。

だが、一九四四年頃からモリニゴ独裁に反対する動きが活潑化し、二月党 (Partido Febrerista) はフランシスコ (Rafael Franco) 元大統領を擁して社会主義的改革運動に乗りだした。モリニゴは数ヵ月間、この二月党と手を結んだこともあつたが、結局はこれを肅清し、労働団体組織をもほとんど壊滅状態に陥れ、その後はもつぱらコロラド党との結束のもとに独裁制を保持したのである。このように、モリニゴ独裁はじつさい軍事独裁でありながらも、つねに政党と関係を保つており、しかもこの政党との関係たるや、実力的に相対立する二大政党のどちらか一方と臨機応変に結合し、マキャベリーばりの姑息的政策を身上としている。

およそ、政府与党の交替には大統領をはじめ政府首脳の交替を伴うのが常識であるにもかかわらず、大統領自らその独裁体制内部においてこのような革命をなしうることは、とりもなおさず、モリニゴ独裁が専制僭主であることを現実の形において示すものであり、その一党独裁制といえどもまったく特異なものと云わざるをえない。

モリニゴ政権と一党独裁の特殊な関係については、この政権の継承者ゴンサーレスを選んだ一九四八年選挙からんで、

大統領とコロラド党との間に生じた摩擦をいま一つの例として記すことができる。モリニゴ大統領在任のまる七年間、この政権を打壊すべく二六回の反乱が起つているが、この選挙前には叛徒を一網打尽に投獄、追放ないし射殺するなどあらゆる禍根を断ち、モリニゴ独裁の地盤がいよいよ固まつてきたときだけに、誰しも独裁者の再任を疑わなかつた。ところが、モリニゴは選挙に先立つて再選を辞退する旨を宣言した。そこでコロラド党指導者は党の大統領候補者としてチャールヴェス(Federico Chaves)を推薦すべく話し合いが進んでいたところが、これと前後してモリニゴは独自の立て前からゴンサーレス(Natalicio Gonzalez)を推し、党大会はこれのために紛糾して流血の惨事にまで展開したと伝えられている。⁽³⁰⁾結局は大統領とコロラド党側近派の実力行使が効を奏してゴンサーレスを推薦することになり、一党一候補者のお手盛り選挙によつてゴンサーレス大統領が決定したのである。だが、これがために唯一の合法的政党であり与党であるコロラド党は分裂し、大統領派がコロラド党を名乗つたものの、他の黨員は検束されて政治犯として投獄されたり、党機関紙は政府に押収され、その編集責任者は更迭されている。モリニゴとこれを補佐すべき独裁政党であるコロラド党の間にはかかる事態は頻発している。これは党内の異端者を除去するために専制者モリニゴが仕組んだ策略であり、かつまた常套手段であるとも考えられよう。しかし、それにしてもあまりにも仕組まれた巧妙な保身的手段であつた。

かくして、ゴンサーレス次期大統領が決定(一九四八年二月一四日)したわけだが、モリニゴは国の最高実権者たるべく陸軍長官として閣内に残つて独裁者としての地位を保つことになつた。しかし、これに不満を抱いた軍部高級将校ならびにコロラド党不平分子らは、ゴンサーレスとその地位を保証する旨の密約を交しながら独裁者の駆逐を図り、ほとんど無血のままモリニゴを国外に駆逐することに成功したのである。⁽³¹⁾こうして七年有余続いたモリニゴ独裁は崩壊し、約束通りゴンサーレス政権が発足(同年八月一五日)した。これは独裁コロラド党内の派閥争いに基因する最初の政権交替であると云われている。⁽³²⁾

しかしながら、長期にわたる独裁制が革命によつて倒れた場合には必ずテリミドールが到来する。ゴンサーレスは大統

領就任後わずか六ヵ月にして、これもコロラド党員であり、大統領補佐グループの一人であるロロン (General Raimundo Rolon) にその地位を奪われてしまった。ロロン臨時政権はこれまた二八日で軍事革命によつて崩壊し、モーラス・ロペス (Felipe Moras Lopez) が臨時大統領となり、一九四九年四月のコロラド党のお手盛り選挙で正式にモーラス・ロペス大統領が決定した。

だが、これも四ヵ月も経たぬうちにコロラド党議員からボイコットされ、代つてアルゼンチンのペロン大統領が支援したチャーヴェスが大統領となつた (一九四九—五四年)。

パラグアイはこのように一年有半にして五人の大統領が交替するという大混乱の状態にあつたのだが、この間を通じてコロラド党が唯一の合法的政党であつたこと、他党はすべて弾圧され、それらの指導者は国外ないし獄中にあつて活動する余地のなかつたことなどに注目させられる。だが、これと同時に、支配的にして合法たるべきコロラド党指導者でさえ、政権の交替にもなつて牢獄に出入りしている事實は、コロラド党の政党としての資格自体に問題があるとされねばならない。

チャーヴェス政権もコロラド党による独裁体制の伝統を守つた。一九五四年五月、この政権を軍事革命により放逐したストロエスネル將軍 (General Alfredo Stroessner) もまたコロラド党員である。爾來、ストロエスネル大統領は一九五七年一月選挙でも再選され、パラグアイには継続的に軍部—コロラド党にまたがつた軍事一党独裁体制がとられているが、数人のコロラド党指導者をも含む多くの反政府的政治指導者がいまだに獄中にあつたり、国外に追放されている実情にある。一九五九年一二月頃からパラグアイには軍事クーデターが頻発しているがいずれも失敗に終つている。それらは非合法化されている反対党の指導によるものよりも、むしろコロラド党の内紛に端を発するものが圧倒的に多い。

昨今のパラグアイにおける政情は、要するにストロエスネル大統領を中心とした軍事独裁政党が圧倒的支配政党であることを示している。だが、モリニゴ独裁以後の何れの革命政権もテルミドールに失敗したように、ストロエスネル政権もコロ

ラド党のモノリット化に苦慮しており、党員に分派活動を禁止して異分子の排除に努めている。とは云え、もし一党独裁下でなければ、諸分派は当然それぞれ別個の政党を形成したはずであるから、反対党の組織が非合法化されている現在、どうしてもそれは独裁政党内部の分派という形態をとらざるをえない。こうした悪循環をもつテルミドールをストロエスネル政権はどうやつて乗り越えるか、大統領が一九五九年に国民に約束した「戒厳令の撤回」がいつおこなわれるか、バラグアイはこうした期待にはまだ当分の間応えられそうにない。

- (1) バラグアイの場合、コロラド党以外に政党は認められていないが、コロラド党内における分派活動が激しく、これが軍事クーデターを招致して政権を不安定ならしめており、形式的な一党独裁制はそのモノリット化に不完全なものがあるとみられるために多少不明瞭なものがある。
- (2) George I. Blanken, "Political Group in Latin America", *op. cit.*, p. 110.
- (3) Harold D. Lasswell and K. Kaplan, *Power and Society*, 1950.
- (4) Alfred Barnaby Thomas, *Latin America: A History*, New York, 1956, p. 582.
- (5) 「トルロスタ党はドミニカ党に対立するものではなく、じつをいにはむしろドミニカ党の機構内に組織された政界エリートのクラブ的存在とみられる」、Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, New York, 1954, p. 605.
- (6) Robert J. Alexander, *Communism in Latin America*, New Jersey, 1957, p. 302. なお一九四六年選挙は正式に二人の大統領候補者によって争われてゐる。
- (7) この頃すでにバルド、ブラシル、エル・サルヴァドル、グアテマラの独裁政権は崩壊し、他の独裁政権も不安な情勢にあつた。
- (8) Robert J. Alexander, "Dictatorship in the Caribbean", *The Canadian Forum*, May 1948, p. 35.
- (9) 山本進「中南米——ラテン・アメリカの政治と経済——」岩波新書 一九六〇年 一四三頁。
- (10) 朝日新聞、一九六〇年八月二四日紙上。
- (11) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, *op. cit.*, p. 604.
- (12) George Kent, "God and Trujillo", *The Inter American*, Vol. V, No. 3, p. 14.
- (13) マックス・ウェーバー、浜島訳「権力と支配」前掲、五二—六九頁。
- (14) C. Schmitt, *Die Diktatur*, 1928. 平凡社「政治学事典」一〇〇—一四頁。
- (15) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, *op. cit.*, p. 606.

- (16) F. v. Wieser, *Das Gesetz der Macht*, 1926. 平凡社「政治学事典」一〇〇四頁。
- (17) この場合、官僚は政党と同一視されて然るべきであらう。
- (18) エルニカ国民はすべてエルニカ党に強制加入をせられた。
- (19) Robert J. Alexander, *Communism in Latin America*, op. cit., pp. 300-3.
- (20) 現ペタスコウルト政権は、一九五八年一月、空軍を主力とした革命によつてヒメネス前独裁政権を倒したのち、これを引き継いだもので、前政権とは打つて変わる民主的態勢をとつていようである。だが、独裁時代の禍根には根深いものがあり、前体制の残存分子による叛乱はいまだに跡を絶たない。
- (21) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 428.
- (22) *Ibid.*, p. 434.
- (23) *Ibid.*, p. 435.
- (24) Helen M. Bailey and Abraham P. Nassif, *Latin America: The Development of its Civilization*, New Jersey, 1960, p. 667.
- (25) Robert J. Alexander, *Communism in Latin America*, op. cit., p. 257.
- (26) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 441.
- (27) *Ibid.*, p. 448.
- (28) Helen M. Bailey and Abraham P. Nassif, *Latin America*, op. cit., p. 426.
- (29) 二月党の名称は、フロンロを大統領に就かした一九三六年革命が二月に起こしたことに因んだものである。
- (30) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 520.
- (31) *Ibid.*, p. 521.
- (32) Dana Gardner Munro, *The Latin American Republics: A History*, New York, 1960, p. 223.

第二章 支配的非独裁政党制

単一政党制において独裁政党制と区別されるいま一つの類型は支配的非独裁政党制である。これは単一政党のみがあらゆる選挙において事実上の圧倒的勝利を得るといふ意味で政治権力を独占的に握る。この場合、他政党も合法的に存在しうる

が、これら諸政党は支配的単一政党に対して効果的に挑戦しえないばかりか、政府の諸政策ないし圧制に対してもほとんど沈黙を余儀なくされている。

支配的非独裁政党制のラテン・アメリカにおける典型的な類型はメキシコであつて、この国では立憲革命党(Partido Revolucionario Institucional)が他の小政党を尻目に無敵の存在にある。

メキシコ

メキシコは外国資本の支配と封建的生産関係とが結合した反動体制を打破すべく、ラテン・アメリカにおいて最初に土地改革を断行した国である。この土地改革運動の先駆である一九一〇年のメキシコ革命を端緒として、メキシコは激しい社会的動揺に見舞われ、カルデナス(Lazaro Cardenas)政権が生れる(一九三四年)までの二四年間に一九人の大統領が更迭されるという混沌たるテルミドール期を経験した。だが、このカルデナス以後、メキシコは憲法に定められた六カ年の大統領任期が確実に守られるという憲政の常道を歩みはじめており、ラテン・アメリカではもつとも安定した政権の一つに数えられている。

今日のメキシコにおける政治上の安定は、とりもなおさず立憲革命党による圧倒的支配体制に基因するものと云えよう。そもそも、この立憲革命党の基礎はホルテス・ヒル(Emitio Portes Gil)臨時政権(一九二八年九月—一九二九年一月)時にあつて、この政権の黒幕にあつた前大統領カーエス(Plutarco Calles)により、一九二九年に創設された国民革命党(Partido Nacional Revolucionario)にはじまる⁽¹⁾。国民革命党は創立翌年から全官公吏から年一週間分の給料を党に納入させることによつて党の財政問題を解決し、ここに単一政党による支配体制を固めはじめた。他に政党組織は禁じられていながつたが、かりに他政党が組織されたところで、政府が指導し、政府が財政援助をする国民革命党には対抗しうるはずもなかつた。

一九三四年七月一日の大統領選挙は、カーエスと国民革命党の推したカルデナスの圧倒的勝利に終つた。大統領に就任したカルデナスは、それまで政界を自由に操作していたカーエス独裁の手腕を断ち切り、民主社会主義の確立という政治目標をかかげて、国民革命党の積極的拡大工作による基礎固めに乗り出した。この間、党費を全党員から強制的に徴集することを廃し、その代りに政府が財政援助を行うことになり、国民革命党はそれまでの「上からの組織化」から、政府と密接な関係にある実質的政党への転換をみせている。一九三七年には国民革命党はメキシコ革命党(Partido Revolucionario Mexicano)と改称し、農民、産業労働者組織、軍部、それに一般民衆を含む四部門の設置をはじめとして大幅な党機構改革がなされた⁽²⁾。

カルデナス大統領は「プロレタリアートの擁護者」として伝えられているが、じつさいかれが労働運動の発展に尽した功績は大きい。その大統領就任当時にはまつたく危顔に瀕していたメキシコ労働者地域連合(Confederación Regional Obrera Mexicana)をはじめとした労働組織や農民運動を一本化し、プロレタリア擁護国民委員会(Comité Nacional de Defensa Proletaria)のもとに統一(一九三五年)に導いたのは大統領自身の構想によつたものである。また、メキシコ労働者同盟(Confederación de Trabajadores de Mexico)が誕生(一九三六年)した陰にも大統領の強力な支持があつた。こうしたカルデナス大統領の援助に應えるべく、これら労働者集団は非公式ではあるが政府の施策に全面的協力を惜まず、メキシコ革命党の発表にさいしてはその労農組織の中核体を形成したほどである。

カルデナス政権のこうした社会政策の展開とともに基礎固められたメキシコの単一政党による支配体制は、爾来、六年毎の大統領選挙にさいして前任大統領の指名と党幹部会の銜衝により次期候補を党大会において選ぶという方式を継承することになつたが、これは前任者が後任者を事実上選ぶことにほかならない。しかし、これがために憲法における大統領の再選を禁ずる条項が守られているのであろう。こうしてカルデナス政権以降、メキシコはアヴィラ・カマチョ(Manuel Avila Camacho——一九四〇—六年)・シグヘル・アレラン(Miguel Alemán——一九四六—五二年)・コルテイーネス(Adolfo Ruiz Cortines

——一九五二—八年)、そして今日ではロペス・マテオス (Adolfo López Mateos——一九五八年—現在) がメキシコ流の憲政の常道に従つて政権を交替してきている。

この間、メキシコ革命党は党名を立憲革命党 (Partido Revolucionario Institucional) と再び改称 (一九四七年) しているが、その理由は曖昧である。⁽³⁾ また、戦中戦後を通じて国内労働戦線に大幅な抑制が課せられたが、その支配的地位はもちろんで、党の組織とか綱領といった実質的内容には何らの変化もみられない。ただ、時に応じて党内にアレマン派 (Alemanistas) に対するルイス・コルティネス派 (Ruizcortinistas)、カルデナス派 (Cardenistas) といった個人的信頼主義に立脚した分派抗争の噂が流れたこともあつた。しかし、こうしたことは党の統一を目的とした反省ないし自己批判によつて、いずれも単なる噂のままに立ち消えになつた模様である。⁽⁴⁾

今日の立憲革命党のように、政府とその御用政党とが機能的に密接な連繫関係にあつたことの反映として、メキシコにはここ数十年間にいくつかの対立政党が現れているが、それらはせいぜい短命な、当面する選挙だけを目標とした個人政党に終つている。それにしても、昨今の在野政党としては国民行動党 (Partido Acción Nacional) や人民党 (Partido Popular) などが他の諸小党派の指導的地位にある。その積極的政治活動は、極右的な国粹主義者 (Sinarquistas) を擁する国民行動党の右翼保守主義、極左の共産主義者を含む人民党の左傾社会主義といった理念を超越しての反政府的大同団結に導かれることもしばしばである。この事實は、理念よりも人物の選択を重視するラテン・アメリカ的な政党の傾向を実証するものであるが、同時に圧倒的支配政党に対抗しようとする小政党間の苦肉の策であるとも考えられる。しかし、最近における数回の大統領選挙では、野党連合に投じられた票数が徐々に増大していることに注目されなければならない。⁽⁵⁾

要するに、メキシコは革命後ずつと一貫して一大政党支配を続けており、それが政権と一体化し、しかも労働組織を抱えた点に大きな特色をもつている。国民革命党からメキシコ革命党へ、そして今日の立憲革命党と一貫して「革命政党」であ

つたことは、これに対抗する勢力のほとんどを少くとも右翼におくことになり、したがって戦後の労働攻勢にもかかわらずメキシコは比較的安静を保つことができた。だが、こうして反対勢力を押え、クーデターの可能性を閉ざして平和な選挙のうち政権の交替がなされてはいるが、メキシコの民主化への道程にはいま一步という段階が残されていると云わなくてはならないであろう。概して反対党のない議会政治においては平和な選挙が一種の瞞着であることの何よりの証拠である。この点、メキシコには「無秩序なよい政府よりも、悪い政府でも秩序を！」という保守的なラテン・アメリカン・ムードが泌みわたつているようにもみえる。

(1) カーエスは自らが大統領であつた頃の不安定な支持勢力——農民、企業家、労働運動指導者——を結集して一大政党に育成する構想を抱き、一九二九年三月一日に最初の党大会を招集した。国民革命党は「政府公認機関」であることを機関紙上に大々的に発表し、黨員には政府諸機関における登用の道が開かれることが宣伝されたため、黨員数は増大し、全国到るところに党支部が設けられるようになった。Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 241.

(2) William P. Tucker, *The Mexican Government Today*, Minneapolis, 1957, p. 43.

(3) 「メキシコのある諷刺画に、赤ん坊が生れて誇らしげな父親に乳母がその赤ん坊を抱いて見せている場面が画かれているが、その親子は当然年齢的な隔りがあるにもかかわらず、どう見てもあまりに似すぎているようだ。」Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 250.

(4) William P. Tucker, *The Mexican Government Today*, op. cit., p. 46.

(5) *Ibid.*, p. 59. なお、大統領選挙における野党連合の獲得票数の割合は、一九四〇年—七%、一九四六年—二二%、一九五二年—二六%となつてゐる。

第三章 二党対立制

複数党競合制は、二つないしそれ以上の多数党がいずれも支配的ないし官制(official)の組織体でなく、相互に競合する体制を指す。この場合には、概して、二党対立制と多数政党制に区分される。

二党対立制は、二つの主要政党が相互に政権を交替しうるほどの実質を備え、また勢力的にも充分に競争できなければならぬ。この場合、「第三」ないし「弱小」政党も合法的に存立しうるが、二つの主要政党に対しては実質的に、また選挙における獲得票数の割合の示す実力的にも充分な対抗力をもたない。英米両国における二大政党対立制に模してこのように解釈してみると、厳密な意味での二大政党制はラテン・アメリカにはほとんど見当らなくなる。ただ、コロンビアではだいたい互角の勢力をもつ保守党と自由党とが伝統的に政権を交替しあつていたのでこの類型に分類することができよう。ウルグアイも二つの主要政党——コロラド党 (Colorados) とブランコ党 (Blancos) ——をもつているが、これを二党制のケースにあてはめることには疑問が残されて⁽¹⁾いる。だが、最近のウルグアイにおける政情には、この疑問を解消させるものがみられるので、ここではコロンビアと並べてウルグアイもとり上げ、政党の構成を検討しておきたい。

コロンビア

コロンビアの政治は、独立以来、中央集権主義とカトリック教権主義を奉ずる保守党 (Partido Conservador Colombiano) と、連邦主義と反教権主義に立脚した自由党 (Partido Liberal Colombiano) との対立抗争の歴史であつた。十九世紀から今世紀への転換期に起つた国内戦争とパナマ分離問題は、それまでの平和な夢をかき乱し、これがこの国の政治的歴史の転換をも促すことになつた。元来、コロンビアの政治は理知主義をもつて特性としており、政争とは政治的主義の対立であつて、野心的なカウディリョたちの実力による政権争奪ではなかつた。また、この国には長期にわたる独裁制が確立されたことがなく、したがつて、十九世紀のコロンビアはまったく甘美で理想的な民主制に酔いしれていたといつても間違ひではあるまい。だが、世紀の変わり目は、コロンビア国民に対して、民主主義とはそれによつてかれらが守られるものではなく、むしろかれらがそれを守らねばならないことを自覚させたようである。こうして一九〇四—三〇年にかけての長い保守党政権のもと

にコロンビアは戦禍からの急速な回復を示し、概して法律家や学者を大統領に迎えて再び民主的体制に復帰することができたのである。

一九三〇年の選挙によつて、自由党は久方ぶりに保守党を破り、その後一九四六年までの一六年間にわたつて自由党が支配権を握つている。この間、急進的なローベス (Alfonso López) 政権 (一九三四年—八年) が一九三五年の重要な憲法上の改正を断行し、貴族階級と教会の反対をおし切つて自由主義的改革、特にニュー・ディール政策にも比肩されうる社会主義的政策をとり、労働立法や教育の振興に努力したことは注目に価する。ローベスの急進的自由主義政策はその後の自由党政権によつて引き継がれたが、一九四六年選挙で自由党が左右両翼に分裂して二人の候補者を立てたことが致命的となり、政権は再び保守党の担当するところとなつた。

保守党候補者オスピーナ・ペレス (Mariano Ospina Pérez) は二人の自由党候補者を破つて大統領に当選したとはいえ、政権を組織するに当つてはいくつかの困難を予想していた。まず、かれは国民の大多数の信頼を獲得したものではないこと、また上下両院は圧倒的に自由党議員によつて支配されていること、そして最後に保守党内における反動勢力の分派活動である。こうした事態を憂慮したオスピーナ・ペレスは保守・自由両党の連立政権による難局打開を図つた。「挙国一致内閣」と自称する連立政権は成立したが、政府は両党間の調整に逐われて何ら具体的政策をとることなく、自由党はいくどとなく閣僚を引き上げる始末であつた。あまつさえ、国内の秩序が乱れたことは叛乱を抑えるための戒厳令を可能ならしめ、このことは議會を統制する口実ともなつたのである。結局、一九四九年選挙は戒厳令下で自由党不参加のまま強行され、保守党候補のゴメス (Laureano Gómez) が次期大統領に選ばれた。

ラウレアノー・ゴメス大統領は典型的なファシスト独裁者であり、また強烈な教権主義者であつたと云われている。政権を握つたかれは反政府新聞の発刊を停止処分にしただけでなく、議會の招集を拒絶し、戒厳令を持続したまま独裁権の確立

と教会権力の強化に努めた⁽⁴⁾。だが、ゴメス独裁に反対する動きも活潑化し、自由党の消極的な非協力方針だけでは飽きたらぬ党内諸分子が積極的反政府運動に乗り出しただけでなく、保守党内にも分裂が生じ、コロンビアは一九五二年にはじつさい国内戦争の様相を呈するにいたつた。ここに、反ゴメスの立場の保守党穏健派の擁するロハス・ビニリーヤ (Gustavo Rojas Pinilla) が一九五三年六月一三日の無血クーデターによつてゴメス独裁の打倒に成功し、これによつてかれ自ら大統領となつた旨をラジオを通じて宣言したのである。

政権の交替が軍事革命によつておこなわれたのはコロンビアでは珍しく、また軍人大統領の出現も久しぶりのことであつた。ロハス大統領は就任にさいして「すべてのコロンビア国民のための政治」を約束した⁽⁵⁾にもかかわらず、かれは組閣にあつて保守党の糾合は呼びかけても、自由党の参与を要請はしなかつた。ゴメス独裁残存勢力の一掃を口実として新聞には厳密な検閲制を設け、かれは自ら軍事政権の樹立をうたつたのである。軍事政権の伝統をもたぬコロンビアに突如として起つたこのような事態は、苛酷な右翼専制主義に対する自由党の流血をも辞さぬ抵抗を未然に防ぐべく、保守党穏健派による中道政治を目標としたものともみられるが、これは確かに当時の政界の危機を反映してあまりあると云えよう。

だが、一九五六年、保守党の前大統領ラウレアノ・ゴメスと自由党指導者リエーラス・カマル^h (Alberto Lleras Camacho) とがスペインで会見し、コロンビアから軍事政権を駆逐して民主政治をとり戻すべく、両党が協力して戦うことに意見の一致をみた⁽⁶⁾。かくして議会では両党議員ともにロハス大統領への協力を拒み、一方これに教会が同調して世論を高めた結果、一九五七年五月、ついにロハスは軍事政権の放棄を余儀なくされたのである。ロハスの辞任によりコロンビアはしばらくの間無秩序状態に陥り、軍部の不穏な動きもこれに伴つたが、保守、自由両党間に休戦協定が成立し、自由党のリエーラス・カマルゴが大統領として両党の連立内閣を組織することになつた。カマルゴ新政権は一九五八年八月に正式に出發してから内乱のほとぼりも冷め、両党の協調のうちに建設的な社会政策や経済計画をうち出しており、再び民主的なコロン

ピアを再現すべく確実な歩みを寄せている模様である。

かつてコロンビアは「理知主義の国」と云われた。コロンビアにおける政治的^{イデオロギ}理念闘争の主題は保守主義対自由主義であり、これが対教会政策や国家組織に関する単一制対連邦制の問題に具体化して争われた。これが自由党の左傾に伴つて保守反動勢力が強調され、最近の混乱した政局に発展したわけであるが、今日のコロンビアは再び伝統的な二大政党対立主義に復帰したものとみて差し支えなからう。

ウルグアイ

ウルグアイでは一八三五年の内乱に発したブランコス (Blancos ≡ 白党) とコロラドス (Colorados ≡ 赤党) とが伝統的に対立しており、これら両党の何れかに対して、隣接するブラジル、アルゼンチン、パラグアイなどの諸国が直接的ないし間接的な支援を与えたため、これが絶えず国内の政治紛争を誘発する原因となつていた。概して、ブランコス^系は地主や教会勢力を背景として秩序と伝統を尊重し、中央集権主義と教権主義などの保守的傾向が強いのに對して、コロラドスは都市商工業者、中産階級などの庶民階級を地盤として地方分権主義と反教権主義といつた自由主義的な傾向をもつてゐる。しかし、両党ともこうした階級基盤とか政治理念には明確さを欠きがちであり、じつさいにはむしろラテン・アメリカ的なベルソナリスモ (個人的信頼主義) 政党であるとした方が正しいかもしれない。

今世紀はじめ、コロラド党を率いて政権を担当した、バトル (José Batlle y Ordóñez) 大統領 (一九〇三—七年) は、超党派的な立場から社会立法を推進するかたわら、大統領の権限を縮小する憲法改正に鋭意努力した。これは、かれが再度大統領を勤め上げたのちに制定された、独創的な一九一七年憲法に結実している。この憲法は自由思想において徹底しており、執行権を大統領と国民行政協議会 (Consejo Nacional de Administración) に分散したのをはじめ、身分制の廃止、普通選挙、教会と

国家の分離、基幹産業の国有化などを規定している。

こうしたバトル大統領の急進的改革には政府党であるコロラドス内部にもリヴェリスタス (Riveristas) と自称する強力な反対勢力を生むことになった。だが、後継大統領ならびにこれを支えるコロラド党バトル派 (Ballistas) はよく新憲法を遵守し、ブランコ党もまたこれに妥協して国民各階層からの支持者も増えたので、一九二〇年代のウルグアイはまったく平和で民主的な体制を持続することができた。しかしながら、一九三一年三月、ガブリエル・テラ (Gabriel Terra) が政権に就いた頃から、世界恐慌はウルグアイの経済機構をも根底から揺がしはじめた。種々の緊急処置を必要とする事態にあつて一九一七年憲法は不便煩瑣に過ぎるところから、テラは多数の反対をおし切つて憲法改正に乗り出した。一九三三年三月、かれはまず、国民行政協議会を解散してその権限を大統領に返還せしめ、これに代る政務委員会 (Junta) を設置して自己の諮問機関とした。これに反対して叛乱が各地に起つたがテラ大統領はこれらを断乎鎮圧して反対分子を尽く投獄し、これを契機として布告法による独裁権を確立するにいたつたのである。

不安な政局のうちに新憲法は一九三四年三月二一日の憲法制定国民投票で圧倒的多数の賛成を得て施行されることになつた。この一九三四年憲法は婦人参政権のほか、最低賃銀制や八時間労働制などの社会立法などの点で南米諸国憲法中もつとも開明的なものと云われている⁽⁸⁾。だが、前記したように大統領に広汎な権限を集中する諸条項が含まれていたことが少数党であるブランコス⁽⁹⁾の反対を買い、テラ独裁下におけるウルグアイはまったく叛乱の連続であつた。しかしながら、これら各地の叛乱には統一性が欠如していたので簡単に政府軍に鎮圧されたのであるが、逮捕された叛徒領袖たちが寛大な処置を受けたことは、ウルグアイが他のラテン・アメリカ諸国と異なる点として注目されてよからう。

ウルグアイに平和と民主制が復帰したのは、一九三八年選挙でテラの義弟であるバルドミール (Alfredo Baldomir) が大統領となつてからのことである⁽¹⁰⁾。かれは政権を把握するやすべての政治犯を解放し、国民行政協議会を復活させ、議会との

協調を図つた。だが、一九三九年一月三日、モンテヴィデオ港におけるドイツ豆戦艦グラフ・シュペー号⁽¹¹⁾事件を皮切りとして、ナチス分子とブランコスとによる反政府、反ヤンキー帝国主義運動が活潑化しはじめ、ウルグアイはまたしても騒乱の巷となつた。

一九四二年選挙はコロラドスとブランコスとの鋭い対決のうちに争われ、コロラドスとその大統領候補者アメサーガ(Juan José Amézaga)の圧倒的勝利に終つている。議会の大多数を掌握したアメサーガ新政府は再び国民行政協議会の廃止を主とする憲法改正をおこなつて独裁的に反対派を制圧し⁽¹²⁾、また国際的には第二次大戦中を通じて合衆国との緊密な協力を完遂した。コロラドスの支配体制は大戦終結後の一九四六年選挙で選ばれたバトル派(Batllistas)直系のベレータ(Tomás Berreta)が、翌四七年三月ベレータの病死後は当時の副大統領でバトル前大統領の甥にあたるバトル・ベールス(Luis Batlle Berrea)が、ついで一九五〇年選挙では分裂的傾向にあつたコロラドスを統合する最適任者として推挙されたマルティネス・トゥルノーバ(Andrés Martínez Trueba)が引き継いだ。

このマルティネス・トゥルノーバ政権は、大統領制を廃止して九名の委員からなる国民執政協議会(Consejo Nacional de Gobierno)を設置することを立案し、野党ブランコスの党首ルイス・エレラ(Luis Alberto de Herrera)の協力のもとに一九五一年一月一六日の国民投票を受けたのち、ついにこの憲法上の重要な改正を完了した⁽¹³⁾。この改正は、かつてバトル大統領がその一部を具体化し、ここにかれの理想が完成したものであり、また、ラテン・アメリカにおけるはじめての試みでもある点で特筆するに値しよう。翌年三月、国民執政協議会の発足とともに、大統領は辞任してこの協議会の新議長に就任した。

一九五四年選挙はバトル・ベールスの率いるコロラドス主流派が議席の過半数を獲得した。したがつて国民執政協議会の主導権はコロラドスに握られたが、一九五八年一月二月の選挙ではブランコスがこれまでの支配政党であるコロラドスを九三

年ぶりに敗るといふ、まさに画期的な事態が生じた。これはコロラドスの内紛と最近の悪化した経済情勢が原因とみられている。⁽¹⁴⁾ 新たに国民執政協議会と議會を支配することになったブランコスは、その出発にさいして党首ルイス・エレラの病死により先ゆき不安を思わせたが、代つてベニート・ナルドネ (Benito Nardone) が同協議會議長に就任し、この国の實質上の大統領として超党派的な伝統を受け継いでいる。

最近のウルグアイにおける政党政治は、いつときファシズム的独裁に災わいされてはいるが、伝統的な二大政党による民主政治の流れはこの国が極端に走ることを常に強く牽制してきたようにみえる。この国の歴史はまさにコロラドス、ブランコス両党による闘争の歴史である。そして、この闘争史には両党内部における熾烈な派閥闘争も含められている。だが、ウルグアイにおけるこうした一連の闘争はほとんど理念的な争いであつて、そこに野心的なカウディーリョのつけ入る隙はなかつた。言論の自由は守られ、選挙は公正であり、この国では革命という言葉はもはや古典的な響きさえ感じさせるものがある。

ウルグアイをして二大政党対立制に分類することに対する疑問は確かに理由なしとは云えない。⁽¹⁵⁾ だが、今日、現実にブランコスが多数党として返り咲いていることは、こうした疑問を氷解させるものである。開明的保守主義と云えるであろうコロラドスは社会立法面においてもかなり進歩的ではあつたが、それは都市労働者に重点をおいたものであつて、地方農業労働者は比較的なおざりにされてきたくらいがあつた。ブランコスの地方勢力を代表するナルドネ議長のもとに、これら両者の均衡が図られているが、ウルグアイの超党派の伝統は、新政府に旧政府時代の欠陥を補うことを許す程度以外に基本的な政策の転換を必要ならしめていない。

(1) たとえば、フィッツギボンがコロラドスがほとんどすべての国民選挙に圧倒的勝利を収めている事実からして、ウルグアイを真の二党制に類別しえない、という立場をとつてゐる。Russell H. Fitzgibbon, Uruguay: Portrait of a Democracy, Rutgers Univ. Press, 1954, pp. 137-152.

- (2) これは、通算して約五〇年にわたる保守党政権に対して累積された反動の結果であるとともに、当時の世界経済恐慌によつて保守党自体が破局に瀕したためとみられている。
- (3) 一九四六年選挙の結果は、自由党左右両翼候補者の得票がそれぞれ三三万二千と四〇万一千に対して、オスビーナ・ヘルスは五二万三千票であり、保守党は全投票数の四二%を得たにすぎなかつた。
- (4) Alfred B. Thomas, *Latin America: A History*, New York, 1956, p. 507
- (5) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 406.
- (6) Dana Gardner Munro, *The Latin American Republics*, New York, 1960, p. 310.
- (7) 国民行政協議会は九名の委員より構成され、大統領選挙の日に国民の直接選挙により選ばれる。Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 487.
- (8) 田中幹太郎「ラテン・アメリカ史概説」二二二頁。
- (9) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 488-9.
- (10) バルドミールは選挙運動中からウルグアイに民主政治の必要なることをしきりに説いていたが、テラ独裁を刺激しないように「民主主義への復帰」というような言葉は避け、じつさいに政権に就いてからこれを実行に移した。Austin F. Macdonald, *ibid.*, p. 490.
- (11) グラフ・シュペー号はイギリス艦隊に追われ、当時中立を守っていたウルグアイのモンテヴィデオ港に避難したが、停泊期間の延長をウルグアイ政府に拒否されたため、港外に出て自沈した事件である。
- (12) この間、ブランコスは独善的な政府に終始反対を表明しており、また、国際的には厳正中立を守るべきことを主張し続けていた。
- (13) 国民執政協議会の九名の委員は、国民の直接選挙により選ばれた多数党から六名、少数党の最大のものから三名が選出される。この修正案に対する国民投票の結果は、賛成二三三、〇七六に対して反対一九七、六八四票であつた。William W. Pearson and Federico G. Gil, *Governments of Latin America*, New York, 1957, p. 215.
- (14) Dana Gardner Munro, *The Latin American Republics*, op. cit., p. 210.
- (15) 註(1)を参照。

第四章 小党分立制

多数政党制もしくは小政党分立制は三、ないしはそれ以上の主要政党を含むものだが、通常それら諸政党の何れも単独に

て議席の過半数を支配することを不可能なものとする。したがつて、こうした体制における政治の運営は二党ないしはそれ以上の政党からなる連立政権あるいは政党ブロックを通じて作用される。

ラテン・アメリカ諸国の大半はこの多数政党制に属するが、もつとも適当な例はチリーに見出される。チリーでは少くとも六つの主要政党が伝統的なものとして数えられ、それらのどの一党も大多数を占めていない。同様に多数政党制はアルゼンチン、ボリヴィア、ブラジル、コスタ・リカ、キューバ、グアテマラ、パナマ、ペルーに存在する。エクアドル、エル・サルヴァドル、ハイチ、ホンデラス、ニカラガアなどもこの類型に属せしめて差支えないのであるが、これら諸国の場合は体制の変化が目まぐるしく、一概に多数党制の類型だけにあてはめることはできない。ここでは、チリー、アルゼンチン、ブラジル、それにペルーの諸国における最近の政党の動きを例としてとり上げてみよう。

チリー

チリーの一九世紀史は保守党と自由党、すなわちベルコーネス (Belcones) とピピオロス (Pipilos) 両党間⁽¹⁾における相剋によつて占められたと云えよう。保守のベルコーネス党は貴族、大地主、聖職者らの特権階級を擁して中央集権の寡頭政治を主張し、これに対する自由党のピピオロスは中産階級を代表し、連邦主義および急進的改革論を唱えていた。チリーの政治はこうして理念的に対立する二大政党のどちらか一方によつて運営されてきたのであるが、じつさいには形式的にみられる二大政党制とは異なり、実力的対立抗争を伴つた一党独裁か、あるいは独裁ではなくとも圧倒的な支配的政党に任ざられていたのである。しかし、この国が概して強力な保守党を背景に、国の大経を御するに有能な大統領を多く擁したことは、単一主義的性格のもとに比較的秩序あり安定した政治をもたらしたのである。

だが二〇世紀に入り、それも特に一九二〇年代になつてから、チリーの政治は大きく転換することになつた。パナマ運河

開通と第一次世界大戦とはこの国の経済に大なる影響を及ぼし、戦後の不況と相俟つて深刻な労働問題と社会不安とに直面したのである。時のアレッサンドリ (Arturo Alessandri) 政権 (一九二〇—四年) は、中産・労働者階級と自由主義的な一部の地主階級の支持をえて、近代的な社会労働立法をはじめてこの国にもたらしたほか、多くの政治的改革に着手した。だが、当初のうち大統領を支持していた自由党ビピオーネスは、事実上、保守党ベルコーネスに併合される結果となつたために、アレッサンドリ大統領の改革案の多くは実現せず、一九二四年のクーデターによつて退陣を余儀なくされている。

ここにイバーニェス (Carlos Ibáñez del Campo) の組織する軍事独裁政権が成立し、この国を事実上一九二四—三一年の間支配することになり、この間にアレッサンドリの企図した改革案の大部分が実現されている。⁽³⁾しかし、イバーニェスの軍事独裁は反対派の弾圧に酷しく、しかも経済危機に直面したことから大衆運動の反対に遭遇し、ついに一九三一年かれは大統領を辞して亡命の止むなきにいたつた。かくして政権は久方ぶりに保守党の掌握するところとなつたが、政局不安は一九三二年に再びアレッサンドリが大統領に選ばれるまで続いたのである。

一九三二年の大統領選挙はチリーの政党史上に新たな展開を示したものとして注目し、一九二〇年代の動乱期にあつて、自由党はすでに四つの主要政党に分党し、一方、保守党は団結してはいたが自由主義派のどの一党にも抗しようべくもないほどであつた。当時の政治地図は急進党、社会党、急進社会党、民主党などのほか農民党を加えた旧自由党系を中央にして、右翼には保守党、左翼に共産党がおかれていた。⁽⁴⁾こうした多数小党間に熾烈な選挙戦が展開され、結局、急進党の支持したアレッサンドリが再び大統領に返り咲くことになつた。

アレッサンドリは立憲政治の回復、軍部の政治干渉ならびに独裁制反対、その他多くの社会改革に重点をおき、挙国一致体制を図つて諸政党の協力を要請した。しかしながら、社会党と共産党は当初から協力を拒み、結局、これら二党を除く右翼と中間派勢力からなる連立政権が誕生している。この連立政権のもとにチリーはいちおう秩序ある体制に復帰することが

できた。その後、アレッサンドリ大統領は、社会主義者や共産主義者の煽動を抑圧するために非常権力を要求したことを端緒として、次第に左翼弾圧、右翼反動的色彩が濃厚になつたことから急進党の離反を招き、この政権は事実上、保守党の支配勢力なることを示すようになつた。そこで急進党は中間派ならびに社会・共産両党の左翼と結んで人民戦線(Frente Popular)を結成、一九三八年選挙では急進党のアギーレ・セルダ(Pedro Aguirre Cerda)が人民戦線の代表候補者として保守党候補者を僅差に破り、ここにラテン・アメリカにはじめての人民戦線政権が成立したのである。

この人民戦線の結成は、その後におけるチリーの政治に革新的性格を植えつけることに与つて力あつたものとして強調されなければならない。ある意味では、人民戦線は、分立する小党派中最大の急進党が保守陣営の右翼反動勢力に対抗して政権を獲得せんがための、姑息的手段に利用されたにすぎないとも考えられる。じつさい、人民戦線内部における急進党と社会党の対立抗争、また、一九四七年に共産党が人民戦線から閉め出され、さらにその翌年には非合法化されるなど、人民戦線内部における離合集散の傾向には目まぐるしいものがある。これがために、人民戦線は一九五二年選挙にさいしてはほとんど分裂症状を来たし、保守党と右翼諸派の推すイバーニェスが再び政権に就くことを確実ならしめた。その後、一九五八年選挙はアレッサンドリ前大統領の息子であるアレッサンドリ・ロドリゲス(Jorge Alessandri Rodriguez)を大統領に選出し、保守党政権が成立しているが、人民戦線が改組織された人民行動戦線(Frente de Acción Popular)の動きも活潑であり、これが保守政権をかなり進歩的革新的政策を生ましめていることは注目されよう。

チリーはこのように小党分立の国である。今日では共産党が非合法化されているため、主要政党としては、急進党(Partido Radical)、自由党(Partido Liberal)、保守同盟(Unión Conservadora)、キリスト教民主党(Partido Cristiano Demócrata)、社会党(Partido Socialista)、農民党(Partido Agrario)などが挙げられるが、その他にも国民党(Partido Nacional)、民主党(Partido Demócrata)などの小党派が林立している⁽⁹⁾。これら幾多の小党は人民戦線と国民戦線という二大戦線のフラクション

とも云いうるわけであり、チリー政治は実質的に二傾向対立主義の国であるとみなすことができる。

アルゼンチン

十九世紀中のアルゼンチンはラテン・アメリカでも典型的なカウデイーリョ主義 (caudillismo) 統領主義に基づいた革命と独裁のレヴォルシオンを経験した国であつた。政治理念としては中央集権主義ないし単一制主義と、地方分権主義あるいは連邦主義との対立であつたが、これは政権を狙う野心的統領たちが自己を正当化するための口実にすぎず、じつさいには血腥き内乱と無政府状態が相続いたのである。したがつて、この国には単一制主義者とか連邦制主義者あるいは個人的な徒党は古くから存在しても、組織政党としての実質的活動がはじまつたのは十九世紀もかなり押し迫つてからのことである。

一八八〇年代に市民同盟 (Union Civica) と称する団体が時のフアレス・セルマン (Miguel Juárez Celman) 大統領の専制に反対して結成されたが、一八九二年の選挙にさいしては市民急進同盟 (Union Civica Radical) として発展的改組組織がなされた。これが今日の急進党と呼称するものにはかならない。自由主義、連邦主義的色彩を有する急進党は、非組織的かつ非協力的な保守派諸勢力に対抗して次第に強力となり、一九一六年選挙で圧倒的勝利を博してからはイリゴエン (Hipólito Yrigoyen) 大統領のもとにこの国の支配勢力となつた。

イリゴエン大統領とこれを支持する急進党の政権はかなり独裁的性格をもつていたが、社会立法をはじめ多くの社会改革を行い、アルゼンチンに平和な一時期をもたらしている。しかしながら、一九三〇年にウリブール (José Evaristo Uriburu) 將軍のクーデターによつて急進党から保守派に政権が移つてからのアルゼンチンは、再び秩序乱れて不安定な政情に戻つている。これは一に、その後の国際情勢や経済不況の影響もさることながら、保守勢力が相変わらず非妥協的なペルソナリスタに依存していたがためにほかならない。ウリブールの軍市政権にはじまる軍部・保守勢力の支配は一九四三年の軍事クー

デターを転機として実質的にペロン独裁に導かれることになった。

一九四三年六月と翌年二月の軍事クーデターは国粹主義的な連合将校団(Grupo Oficiales Unidos)が主導的役割を果たしたものであつて、これを指導したのがペロン(Juan Domingo Perón)大佐である。当初、このクーデターによつてファレル(Eduardo Farrell)将軍が政権を組織し、ペロンはファレルのもとで労働長官を勤めていた。この間、かれは労働者を対象とした無シャツ党(Descamisados)を組織し、一九四六年選挙にさいしてはこれを基盤として労働党(Partido Laborista)、急進党(Union Civica Radical)の一派、それに連合将校団の支持をとりつけ、進歩民主党(Partido Progresista Democrática)、社会党(Partido Socialista)、共産党(Partido Comunista)および急進党の分派からなる反ペロン反ファシスト統一戦線である民主主義同盟(Union Democrática)を破つて大統領に選ばれた⁽⁶⁾のである。

ペロン政権は労働運動をして、無シャツ党を主体とした労働総同盟(Confederación General Trabajo)のもとに統合するかわら、かれを支持する勢力をペロニスタ党(Partido Peronista o Peronistas)に一本石化してペロニスタ党独裁を図つた。正道主義(Justicialismo)を掲げて「政治的主権、経済的独立、および社会的正義の確立」をうたい、言論・出版を統制し、反対党を徹底的に弾圧した。こうして、はじめは労働者階級の大衆的基盤の上に「下から」の権力掌握を図り、支配権確立後は国内における独占金融資本と結託して「上から」の超国家主義的、デモゴギー的、権威主義的独裁体制を完成したのである⁽¹⁰⁾。しかしながら、この全体主義的体制も経済的破綻を契機として次第に一般民衆の信望を失い、特にペロンの依つて立つ軍部・教会・労働者間に支持を失つたことから、一九五五年九月、アランプル(Pedro Eugenio Aramburu)将軍のクーデターによつて崩壊したのであつた。

一〇年にわたるペロン独裁のあとにアルゼンチンは軍事政権の一時期を經過し、一九五八年二月選挙では左派急進党(Union Civica Radical del Intransigente)が大衆急進党(Union Civica Radical del Pueblo)を破つてフロンデイスン(Arturo Fr-

ndizi) 政権が成立した。ペロニスタスはペロン失脚とともに非合法化されていたが、労働総同盟を牙城としてなお巨大な潜在勢力を誇っており、フロンディシ政権が実現した陰にはこれの支持が大きく影響していたことを忘れてはならない。そのため、アランブル軍市政権の支持により右傾の社会主義政権の樹立を図った大衆急進党の意図は挫折し、労働者、農民、知識階層の参加する民主主義統一戦線によつて勝利したフロンディシ政権はかなり左がかったものとなつたのである。

フロンディシ大統領は政権を掌握してから石油資源開発のための外資導入をはじめ諸経済政策を強行したが、これが選挙当時における民族主義綱領に反するとして、労農勢力、特に労働総同盟や共産党の抵抗に遭遇し、一時は深刻な政治危機にまで発展した。軍部の支持によりこの危機を辛うじて脱することができたものの、これによつてかれが民族的要求を押えて買弁ブルジョアジーの利益にそつた反動的体制に転換しつつあることが明らかになつた。この右旋回は、かつてペロンの辿つたコースでもあり、ここに現政権の最大の問題が存すると云えよう。政権担当後に起つている数回もの革命未遂事件は、この政権に対する内外からの強い風当たりを示すものである。

今日、アルゼンチンにおける主要政党としては、大統領を支持する左派急進党をはじめとして大衆急進党、それに社会党(Partido Socialista)、キリスト教民主党(Partido Democrática Cristiano)、民主党(Partido Democrática)、進歩民主党(Partido Progresivo Democrática)などの政党が分立している⁽¹¹⁾。かつての個人的徒党ないし利益集団といつたものが革新的な急進党の出現によつて保守的な国民党の対立を来し、今日では議席の大部分を占める二派の急進党によつて政権が争われている実情である。まつたく二分された革新陣営の内部的抗争は時に死活権を保守派に与えることになり、これがアルゼンチンの政治をして不明瞭な、そして一抹の不安を覚えさせるものとなつている。

ブラジル

ブラジルはラテン・アメリカにおける唯一のポルトガル系の国であつて、一八二二年の独立から一八八九年まで帝制が布かれていたため、他のスペイン系諸国とは政治的に多分に趣きを異にしている。政治理念の対立は専制主義対制限君主主義、君主制対共和制、中央集権主義対連邦主義などと変化していることはスペイン系諸国と大同小異であるが、要はこれらの理念的対立にはほとんど実力の介在なく、帝国議会あるいは共和国議会内において政党間の論争によつて決定がなされたという事実、これがブラジルの政治に比較的安定と平和をもたらした主要原因である。

帝政時代のブラジルでは中央集権、単一制主義のもとに皇帝に多大の権限が与えられていたが、復古派 (Restaurados o Caranurus)、中正派 (Moderados)、過激派 (Exaltados o Liberais Intransigentes) などの党派間にも活潑な政争が展開されていた。これらはそれぞれ後の保守党 (Conservador) と民主党 (Democrático)、自由党 (Liberais) に発展し、一八七〇年にはさらに共和党 (Republicano) が加わつた。帝政時代にはこれら四党派が主要政治集団として政治の運営に参加したが、なお軍部と教会が時に巨大な政治集団化したこともこの時代の特徴として見逃してはならない。

一八八九年に連邦共和制に転化してから一九三〇年までのブラジルは、まったく共和党の支配的体制下にあつたと云つてよい。ただし、強力な地方分権制を立て前とした関係で政党も地域的に分たれており、共和党はサン・パウロ共和党、一名パウリスタ党 (São Paulo, Paulistas) とミナス・ジェライス共和党 (Minas Geraes) が圧倒的勢力を誇つていた。最初の三人の大統領はサン・パウロから、四人目はミナス・ジェライスから選ばれたが、その後は両党間に相互に大統領を選出することが不文律の掟となり、政権のたらい廻しが事実上行われたのである。この間のブラジルは保守的ではあつたが、秩序あり平和な古き良き時代を思わしめる。しかし、一九三〇年の大統領選挙にさいして、サン・パウロが紳士協定を破り、ひき続いて候補者を出したことから事態は急変し、ミナス・ジェライスはリオ・グランデ・ド・スル (Rio Grande do Sul) 州の大立物ヴァルガス (Getulio Vargas) を支持することになつた。選挙の結果がサン・パウロの圧倒的勝利なることを報ずるや、ヴ

アルガスは軍部の支持をえてクーデターに訴え、三〇分間の無血革命のちに政権はヴァルガスによつて引き継がれたのである。¹³

ヴァルガスは直ちに政務委員会 (Junta) を組織し、やがて臨時大統領に落ち着くとともに、それまでの一八九一年憲法の停止を命じ、新憲法制定まで布告法によることを宣言した。新憲法は一九三四年に施行された。これは種々の社会立法や婦人参政権を認め、下院の職能代表制を規定したことなど¹⁴、かなり進歩的なものである。また、この憲法によると大統領の権限はきわめて制限された形をとっている。この憲法のもとにヴァルガス政権は国家社会主義的ではあるがきわめて民主的、自由主義的な装いをもつて種々の社会改革計画に対決しはじめたのである。

だが、一九三五年一月に下級将校の率いた軍隊が共産分子の煽動により各地に叛乱を起すや、この共産革命を契機としてヴァルガスは戦争状態 (estado de guerra) を宣言し、憲法上のすべての保障を停止するとともに、無制限の権力を一身に集中せしめて独裁体制を整えるにいたつた。¹⁵ 共産主義の駆逐に名を藉りたこの体制は、一九三七年選挙にさいしてヴァルガス自ら起したクーデターにより、さらにファシスト的独裁の傾向を深めている。かれは新たな任期を確保するや、いわゆる一九三七年憲法を制定し、新体制 (estado novo) のスローガンのもとに大統領の任期を六年に延長し、全政党の解散を命じて議會を麻痺状態におき、ここに完全な超国家主義独裁体制を確立したのである。¹⁶

ヴァルガスは第二次大戦中もずっとこの体制を保持し続けたが、大戦が終結した一九四五年、与論の圧力と軍事クーデターの前に失脚せしめられ、これに代つてドットラ (Enrico Gaspar Dutra) が政権に就いた。この政権は保守的ではあつたが、新体制によつて集権化されていたブラジルを一九四六年憲法のもとに共和制の状態に復帰せしめた。だが、戦後の激しい社会経済情勢はヴァルガスを再び大統領に迎え入れている。しかし、かれはこの困難な問題に対処しえず、議會と大衆とに辞任を迫られ、一九五四年八月、自殺した。

ヴァルガス独裁下におけるブラジルは、政党の変転にもまつたく目まぐるしいものがあつた。おそらく、一九三二年に結成されたファシスト団体であるインテグリスタ党 (Accão Integralista Brasileira) の興亡こそは、この時代にもつとも劇的な花を咲かせたものとして、ヴァルガス政権の性格の一面を語るものであらう。インテグリスタスは緑シャツ党の異名をもつて「神・祖国・民族」の三位一体化を唱え、このファシスト的統一主義 (Integralismo) のもとに共同社会国家としてのブラジルの実現を図つた⁽¹⁷⁾。ヴァルガスが数次にわたつた政治危機を克服し、独裁政権の確立に導いた陰には、インテグリスタスに負うところ多大であつたものとみられている。こうして、インテグリスタスはヴァルガスのもとに一時はブラジルの主要政党の一つとなつた。しかし、集権的独裁体制を確立したのちのヴァルガスは一九三八年全政党の解散を命じ、これに反抗したインテグリスタスが各地に叛乱を起したので、ヴァルガスはこれを弾圧し、強制的に解散せしめたのである。ここに劇的なファシスト・インテグリスタス運動は終焉したのであるが、この運動を政党史としての長い目で見た場合、単なる政治的活劇の一幕にすぎぬものではあるが、こうしたところにブラジルの、そしてラテン・アメリカ政治の脆弱性がうかがい知れるのである。

ブラジルの政党政治はヴァルガス独裁の前にまつたく鳴りをひそめた感じだが、かれの失脚とともにそれは再び復活しはじめた。政権はヴァルガス自殺後の臨時政権を経て、一九五六年一月からクビチェリツク (Juscelino Kubitschek) 大統領、さらに一九六〇年選挙に当選し翌年一月に正式に就任したクアドロス (Janio Quadros) 現大統領に引き継がれている。政党は小政党がひしめきあつており、まず社会民主党 (Partido Social Democrático)、国民民主同盟 (União Democrática Nacional)、労働党 (Partido Trabalhista)、社会進歩党 (Partido Social Progressivo)、共和党 (Partido Republicano) などを主要政党として挙げる⁽¹⁸⁾とができる。その他、社会党、国民労働党、自由党など、小政党を加えると一二政党を数える。

こうした多数の小党分立制に基づくブラジル政界は、どのように色分けされているだらうか。たとえば、クビチェツク政

権の成立当時、政府与党としては社会民主党と労働党が主要支持政党であり、他に共和党、社会進歩党などを含めて議会議力のほぼ三分の二が占められていた。社会民主党はヴァルガス元大統領の支持勢力であつて、かなり保守的な中産階級により構成されている。一方、労働党は労働者を基盤とした進歩的勢力であり、これら両者の奇妙な共同戦線の上にクビチェツク政権が保たれていたわけである。これに対立する国民民主同盟は大地主や買弁ブルジョアジーを中心に結集されており、第二党として無視しえぬ存在であつた。

クビチェツク政権としては、国内経済開発五カ年計画をはじめとして、自国産業の育成を推進するためには国民民主同盟の協力が欲しいところであるが、といつてあまりに右よりの姿勢を構えると自派陣営の内紛を起しかねない。強力な政策を構えるにはあまりに不安定な基盤、こうしたところにブラジル小党分立制の矛盾があるものと思われるのである。

ペルー

ペルーの歴史は独裁と無秩序の交替にはかならない。じつさい、ペルーの独立後、一九四五年にいたるまで、この国には民主主義という言葉のいかなる意味においても冠せしめうる政府はなかつた。⁽¹⁹⁾ それまで、ペルーは實質的に軍部、教会、地主を代表する小グループとそのとり巻き連中によつて支配されていたのである。現代におけるペルーの政治を論ずる場合、政党としての資格を備えて組織された最初のものとしては、おそらくアプリスタ党を挙げなければならないであろう。このアプラ主義運動 (Aprismo) は一九二四年に生れて以来、ラテン・アメリカの政治的統一と経済的共同防衛を主眼とし、土地ならびに産業の国有化、すべての被圧迫民族の連帯などの目的をうたつた綱領を掲げて⁽²¹⁾ 強力な展開を試み、ペルーのみならず、ラテン・アメリカの各地に広汎な支持を獲得してきた。ヴェネズエラの民主行動党 (Partido Acción Democrática)、コスタ・リカの国民解放党 (Partido Liberación Nacional)、それにかつてキューバに一時代をもつたアウトテンティコ党 (Partido

Auténtico) などはこの運動の流れを汲むものである。

アブラ主義は唯物史観と弁証法的原理においてマルクス主義的な社会哲学をもつと云われている⁽²²⁾。しかし、じつさいにはマルクスの唯物論よりもむしろ旧新約的な宗教観に発したものとごとき、しかもラテン・アメリカの社会的性格に即応した精神的要素の完成を目的としたものと考えられる。インディアンの国家社会生活への統合、米洲の団結とラテン・アメリカの終局的一元化といった具体的目標は、アブラ主義のマルクス主義哲学との袂別を意味するものと云えよう。このような理念に基づいたアプリスタ党は、結局、デモクラシーと自由主義運動に帰着するものであり、したがって、その組織は民主的であり、努めて政治を非個人化しようとしている。

アプリスタ党はその結成当初でこそ、ペルーの伝統的体制に阻まれて政権から遠ざけられた。一九三三年から四五年まで非合法化されていたのであるが、この間においても中産・労働者階級に広汎な支持をかちえて潜勢的な反政府運動を続けた。ペルーに社会主義ないし共産主義政党が育成されないことは、その保守的権威主義的権力体制もさることながら、こうしたアブラ主義運動が社会全般にゆきわたっていたからにはほかならない。

第二次大戦が終結した一九四五年の大統領選挙は、ペルーが独立して以来はじめての自由選挙であつたと云われている⁽²³⁾。この選挙に先立つてアプリスタ党や共産党も合法化され、参加が認められることになった。アプリスタ党は大衆党 (Partido del Pueblo)、共産党は急進社会党 (Vanguardia Socialista del Perú) の名称で他の自由主義的諸政党とともに国民民主主義戦線 (Frente Democrática Nacional) を組織⁽²⁴⁾して選挙に臨み、政府党を圧倒的大差をもつて破り、戦線の推したブスタマンテ (José Luis Bustamante y Rivero) を当選せしめた。

ブスタマンテ大統領は一九四五年七月に就任し、議会の圧倒的多数を占めた戦線と協力して社会立法をはじめ、地方分権化、軍隊の機構改革など多くの憲法改正を手がけはじめた。この間、大衆党であるアプリスタは最大政党として結成以来

はじめて内閣に代表を送つて⁽²⁵⁾いる。だが、アプリスタ党が急速なる社会改革を主張し、またペルーの資源開発のために米国資本の導入を強調して共産党と袂別したことから、国民民主主義戦線は内分裂に陥つた。ブスタマンテ政権のこの政治危機につけ込んだ一九五八年一〇月の軍事クーデターは、ブスタマンテを失脚せしめただけでなく、再びアプリスタ大衆党を非合法化したのである。臨時政権がオドリリア(Manuel Odría)將軍のもとに組織され、ペルーは再び布告法による伝統的独裁体制に立ち戻された。一九五〇年選挙にオドリリアは対抗者を許さず、無競争で大統領に再選されている。

一九五六年選挙にさいして、オドリリアは軍部と保守民間勢力との対立化から再選をあきらめ、地主と商業資本勢力を代表する前大統領プラード(Manuel Prado y Ugarteche)が選出されて六年間の任期に就いている。この選挙では、依然として非合法化されたままのアプリスタスはプラード支持に廻り、このプラード政権のもとに漸く合法性が回復されたのである。今日、この国ではプラード党(Pradistas)、国民同盟(Union Nacional)、ベラウンデ党(Belaudistas)に続いてキリスト教民主党(Democratas Cristianos)などが主要政党と目されるが、独立諸政党その他の議席数が全体の三八%を示している⁽²⁶⁾。数的には第一党を占めるこれらの独立諸政党の大部分はアプリスタ勢力とみなされているが、アプリスタ党の合法化の認められたのが選挙後であるために議会に対する直接の代表権はもつていない。

来る一九六二年選挙には、おそらくアプリスタ党が圧倒的勝利をうるものと予想される。このことに関して、プラードの支持勢力である地主・商業資本家側では、少くとも軍事独裁よりは民主的なアプリスタ党の方が危険性はないものとの結論が出されている⁽²⁷⁾と云われている。前近代的なペルーにも社会変革が避けられないとすれば、それは穩健なアプラ主義的要素に基づかざるをえない。こうした見通しをもつてすれば、比較的明るい政党政治の将来がペルーにも期待されよう。

小政党分立制をとるラテン・アメリカ諸国のうち、典型的な例としてチリー、アルゼンチン、ブラジル、ペルーを挙げたが、連立政権あるいは政党ブロックを通じた政治の運営がいかに脆弱なものであるか、特に独裁者に対する反対勢力の統合

に多くの障害があることが知れる。他のラテン・アメリカ諸国についてもこれと同様のことが云えるのであつて、政界分野の激しい変転、政局の不安定性など小党分立の弊害は概して共通している。

しかしながら、小党連合やブロック、あるいはリーグとか戦線といったものにおける結合力は弱く、また、当面する闘争目標、その様式、組合せこそ問題によつて異なるとはいへ、政治理念的にはとにかく中央集権主義対連邦主義、単一主義対分権主義、教権主義対反教権主義、あるいは保守主義対自由主義、民主主義対反民主主義に分れて闘われてきた。考えようによつては人民戦線と国民戦線の対立は民主主義政党対反民主主義政党という二大政党のフラクションとも云いうる。ラテン・アメリカにおける左右両陣営の対立は二傾向対立主義であることができるのである。

(1) 何れも反対党によつて名付けられた呼称であつて、ヘルローネスとは偉物党、ビビオロスとは新米党の意味である。Hubert Herring, *A History of Latin America*, London, 1954, p. 546.

(2) この国の経済的基盤を支える硝石と銅の輸出は、パナマ運河の開通と第一次大戦による需要増加のために急激に膨脹したが、戦後の不況はかえつて深刻な労働不安、社会不安を増大せしめた。

(3) この社会改革案には労働立法、教育改革、国家と教会との分離、大統領の権限強化などの項目が含まれている。

(4) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 304.

(5) 人民戦線のアギール・セルダは保守勢力の候補者ロス (Gustavo Ros) を二二万票対二二万三千票と七千票の僅差で破つた。なお、この選挙でチリー・ナチス党はセルダに支持票を与えている。Dana Gardner Munro, *The Latin American Republics: A History*, op. cit., p. 244.

(6) チリー、一九五七年選挙による議席数は、急進党三六、自由党二九、保守同盟二二、キリスト教民主党一四、社会党一一、農民党一〇、国民党六、民主党五、その他一四である。Almanaque Universal, Editorial Dossat, S. A., Madrid, 1960, I-144.

(7) *revolucion* の語源である回転とか循環の意味において用いた。

(8) アルゼンチンの歴史には古くからモンテネラス (Montoneras = 叛乱軍) とかポルテーニョス (Porteños = ブエノス・アイレス市民)、あるいはエスタンシエーロス (Estancieros = 大農園主) といった政治集団の名称が見出されるが、これらは一時的利益団体か独裁者の取り巻き連中であつて、今日で云う圧力団体の域を出るものではない。

(9) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., pp. 76-82.

- (10) 拙論「ラテン・アメリカにおけるナショナリズムの展開」慶応義塾創立百年記念論文集、法学部第二部(政治学)、三四七—九頁参照。
- (11) アルゼンチン議会の一九五七年における諸政党の議席数は、左派急進党七六、大衆急進党七六、社会党一一、キリスト教民主党九、民主党九、進歩民主党六、その他一八となつてゐる。Almanaque Universal 1960, op. cit., I-143.
- (12) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 139.
- (13) Austin F. Macdonald, *ibid.*, p. 140.
- (14) Austin F. Macdonald, *ibid.*, p. 144.
- (15) Austin F. Macdonald, *ibid.*, pp. 145-6.
- (16) Dana Gardner Munro, *Latin American Republics*, op. cit., p. 342.
- (17) 拙論「ラテン・アメリカにおけるナショナリズムの展開」前掲「三四二—四頁参照」。
- (18) ブラジル議会の一九五八年における諸政党の議席数は、社会民主党一一三、国民民主同盟七二、労働党六〇、社会進歩党二七、共和党二七、社会党八、国民労働党七、自由党四、その他一二となつてゐる。Almanaque Universal 1960, op. cit., I-144.
- (19) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 350.
- (20) A. P. R. A (Alianza Popular Revolucionaria Americana) アメリカ革命(大衆連盟)の略語から名づけられたアブリスタ運動は、リーマン大学の法学生とペルー学生連盟の会長であったマヤ・ミ・ラ・トーレ (Victor Raúl Haya de la Torre) が大学改革運動から転じて社会改革運動に発展し、一九二四年にメキシコにおいてこの運動を創始したと云われてゐる。
- (21) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 357.
- (22) Austin F. Macdonald, *ibid.*, pp. 357-8.
- (23) Dana Gardner Munro, *Latin American Republics*, op. cit., p. 263.
- (24) Robert J. Alexander, *Communism in Latin America*, op. cit., p. 231.
- (25) Austin F. Macdonald, *Latin American Politics and Government*, op. cit., p. 364.
- (26) ペルー議会の一九五六年における諸政党の議席数は、ブラード党五〇、国民同盟三八、ペラウンデ党 (Fernando Belaunde Terry) 人民行動党の党員一七、キリスト教民主党七となつてゐる。Almanaque Universal 1960, op. cit., I-148.
- (27) Robert J. Alexander, *Communism in Latin America*, op. cit., pp. 233-4.